

寢屋川市景観基本計画

平成 22 年 8 月

寢屋川市

はじめに

近年、ものの豊かさから心の豊かさへと人々の目が向けられるに
したがって、わが国における都市整備やまちづくりに対するニーズも、
地域の個性、固有の文化を軸とした“らしさ”を求めるなど、単に
うわべの美を整えるだけにとどまらない、真の美しさ、やすらぎ、
親しみなどを有する都市空間とそこでの豊かな市民生活の実現を
求めるものへと変化してきています。



心の時代を迎え、快適な居住環境条件の整備や都市として個性と風格を求めるニーズは
強まり、これらへの対応の必要性が高まっています。

人々が集い、語らう場があり、また都市空間において地域の固有の雰囲気や個性が表現
されていることは、愛着を持って住み続けられる都市の基本的な要件です。

今後の本市のまちづくりを進めていくうえでも、先人から受け継いだ美しい景観を保
全・育成するとともに、次世代に継承していくための本市ならではのおもむきのある景観、
安全・安心でゆとりのある美しいまちなみづくりが必要です。

そのため、本市の将来を担う子どもたちが「ふるさと」として誇れる都市をめざしてい
くために、ここに「寝屋川市景観基本計画」を策定しました。

この基本計画は、本市の良好な景観をつくりだしていくために、本市の景観のあるべき
姿を示し、景観形成の基本的な目標を明らかにし、それぞれの施策の方向を提示するもの
です。

優れた美しい景観を形成するためには、総合的、長期的な取り組みと、市民、事業者の
景観形成に向けた熱心な取り組みがあつてこそ、実現するものであることはいまでもな
いことです。

今後、市民の皆様との協創により景観形成を進めていくとともに、公共施設などにも十
分な配慮を行い、より快適で美しい景観形成に取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重な助言・指導を賜りました関係各
位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 8 月

寝屋川市長 馬場 好弘

目次

はじめに	
序	1
1. 寝屋川市景観基本計画の目的と位置づけ	2
(1) 寝屋川市景観基本計画策定の目的	2
(2) 寝屋川市景観基本計画の位置づけ	2
2. 景観について	3
3. 都市景観形成に関わるこれまでの取り組み	4
(1) 都市計画による土地利用の誘導	4
(2) 条例や要綱に基づく都市景観の誘導	6
(3) 寝屋川八景の取り組み	7
(4) 景観に配慮した都市施設の整備	8
4. 本市の概要	9
(1) 本市の生い立ちと市街地形成の過程	9
(2) 地形・気象	11
(3) 水の環境	11
(4) 緑の環境	12
(5) コミュニティ活動	12
5. 本市の骨格的な景観構造と特性	13
5-1. 本市の骨格的な景観構造	13
5-2. 骨格的な景観構成要素の特性	14
(1) 香里園駅周辺の都市拠点	14
(2) 寝屋川市駅周辺の都市拠点	15
(3) 萱島駅周辺の都市拠点	16
(4) 東寝屋川駅周辺の都市拠点	17
(5) 東部丘陵緑地軸	18
(6) 寝屋川河川軸	19
(7) 淀川河川軸	20
(8) 主要道路軸	21
5-3. 一般市街地（地区レベル）の景観特性	22
(1) 小さな景観構造～身のまわりの景観	22
(2) 一般市街地の景観の考え方	23
(3) 主要な景観構成要素	25
(4) 一般市街地の景観特性と課題	26

6. 本市の景観形成の基本的な方向とめざす目標	27
6-1. 景観形成の基本的な方向と視点	27
(1) 景観形成の基本的な方向	27
(2) 景観形成の視点	28
6-2. 景観づくりの基本姿勢	29
6-3. 景観形成の目標	31
7. 景観基本エリア毎の景観形成の方向	34
7-1. 景観基本エリアの設定	34
7-2. 景観基本エリア毎の景観形成の方向	35
8. 本市の景観演出方策と重点的に景観形成を図る地区	71
8-1. 市域（広域レベル）での演出の考え方	71
(1) 景観基本軸（核）～市域（広域レベル）での演出の考え方	71
(2) 市域（広域レベル）での景観構造と景観形成・整備の視点（演出テーマ）の関係	71
(3) 市域（広域レベル）での景観形成・整備における演出の整理	72
8-2. 景観重点ゾーンと景観重点地区の設定	76
8-3. 景観重点地区における景観形成の方針	78
(1) 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区	78
(2) 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区	78
(3) 淀川河川軸景観重点地区	79
(4) 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区	80
(5) 大阪外環状線（国道170号）沿道景観重点地区	81
(6) 第二京阪道路沿道景観重点地区	82
9. 景観まちづくりの推進に向けて	84
(1) 市民・事業者・行政の役割	84
(2) 推進体制	85
(3) 行政の取り組み	86
(4) 景観法の活用	86
参考資料 ～景観法について～	89
資料	91
(1) 寝屋川市景観条例	92
(2) 寝屋川市景観審議会規則	98
(3) 景観用語集	99

序

わが国では、平成 15 年に歴史や文化、風土等地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、「美しい国づくり政策大綱」がまとめられました。

平成 16 年には、「景観法*」が制定され、これまで法的な根拠が希薄であった景観誘導等の施策に対して法律による枠組みが設けられました。

*89 頁「参考資料 ～景観法について～」参照

これら法制度の充実をうけ、従来、自治体が独自で推進してきた景観に関する取り組みを、景観法にしたがい新たな枠組みの中で見直しつつ、さらに充実した取り組みとして展開していくことが期待されています。

大阪府では、大阪府景観条例（平成 10 年）の制定以降、府域全体の方針を示す「大阪府景観形成基本方針」や「大阪府公共事業景観形成指針」を策定し、7つの景観形成地域を指定するとともに、「景観法」の制定に伴い「大阪府景観計画」が策定されています。

本市では、美しいまちなみづくりをめざし、平成 2 年に学識経験者や専門家、市内の関係団体代表者などで構成される「寝屋川市都市景観懇談会」を設置し、本懇談会の意見を踏まえ、平成 5 年 3 月に「寝屋川市都市景観整備基本計画」を策定しています。

そして、「寝屋川市都市景観要綱」を制定し、「寝屋川市都市景観要綱景観形成ガイドライン」などにより、景観形成の誘導を行ってきました。

今後さらに、本市の景観まちづくりの実効性を高めていくためには、景観法に基づき、本市自らが景観行政団体となり、景観計画や景観条例（法委任条例）により美しいまちなみづくりを推進していくことが望まれます。

この「寝屋川市景観基本計画」は、景観条例に基づく景観計画のマスタープランとして、「寝屋川市都市景観整備基本計画」の基本的な考え方を踏襲するとともに、本市におけるこれまでの景観形成に関わる経緯を踏まえ、策定するものです。